

第 23 回延岡市農業委員会会議録

(令和 4 年 5 月 27 日)

1. 開催日時 令和4年5月27日(金) 午前9時30分から

2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂

3. 出席委員 16名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文	5	緒方武彦	6	
7		8	大戸孝一	9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13	貫 藍	14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畑志良一	17		18	原田博史
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 3名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 17名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	吉田嘉	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5		6	黒田啓睦
7	山田博敏	8		9	酒井 渡
10	甲斐秀雄	11		12	
13	高橋利喜哉	14	甲斐正太郎	15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口 誠	18	松原 学
19	小野厚文	20		21	赤木常信
22	黒田五司	23			

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案 第 140 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について
 議案 第 141 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案 第 142 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
 議案 第 143 号 農地法第5条の許可申請について

- 報告 第 88 号 農地法第5条の届出について
 報告 第 89 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告 第 90 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議 第 30 号 農用地利用配分計画 (案) について
 協議 第 31 号 令和3年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務
 の実施状況の公表並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)
 について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	工 藤 敬 洋	局長補佐兼 農地係長	太 田 康 晶	農政係長	松 田 真寿代
農地係 主 査	甲 斐 正 紀	農政係 主任主事	清 田 則 生	農政係 主 事	永 倉 由 貴
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	梅 田 勝 徳	北川産業建設課 副主査	松 山 義 秋

8. 会議の概要

議 長	(総会資料の一部訂正) □P19 議案第 88 号第5条届出のうち整理番号 3 の譲受人について、妻(興梶羽留美)の名前の追加をお願いします。
事 務 局	□P23 議案第 89 号第 18 条第 6 項通知のうち整理番号 9・10 の貸付年月日について R30 を H30 へ訂正をお願いします。 □P41 協議第 31 号最適化活動の目標のうち1最適化活動の成果目標(1)農地の集積の②目標について、表の上部に「農地の集積の目標年度 8 年度」「集積率 27.2%」という文言の追加をお願いします。
事 務 局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
議 長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第23回 延岡市農業委員会総会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事 務 局	はい。本日は委員総数 19 名中 16 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第3項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議 長	本日の議事録署名委員は、委員番号5番 緒方武彦委員と委員番号 15 番 菊池光雄委員のお二人にお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第 140 号 農地法第3条 使用貸借権の設定についてから議案第 143 号 農地法第5条の許可申請についてまでの議案4件、報告案件3件、協議案件2件となっています。議案書の確認をお願い致します。 また、総会終了後に研修の一環として、農地中間管理事業につきまして、宮崎県農業振興公社の方から説明をしていただく予定となっていますのでよろしくお願い致します。 それでは、議案第 140 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について提案致します。 整理番号1番について、林委員が欠席のため、田口誠農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
田口推進委員	推進委員の田口です。整理番号1番について説明致します。所在は北方町八峡、田4筆で面積は計2,377㎡です。貸人、借人共に北方町八峡在住、借人の経営状況は2,151㎡から4,528㎡となり下限面積を超えます。理由は経営規模拡大です。借人は数年前から口約束の形で貸人の田を耕作していましたが、農業委員会を通じて使用貸借権の設定をした方がよいのではという声が地区で聞こえ始めたために、今回の申請となったそうです。借人は畜産、水稻栽培中心に田植え、稲刈り、籾摺り等を請け負いながら農業に積極的に取り組んできてます。 5月26日に、林委員、借人、私の三人で現地を確認致しました。今年も田植えの準備が進められていました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局よりご説明いたします。 別途配付しております農地法第3条調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2

		<p>項第1号から第6号までにつきましては、事前に事務局の方で調査いたしましたところ、調査書のとおり問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、委員から現地調査の結果をご報告いただき、地域との調和要件などにも問題は無いとのことですので、農地法第3条第2項各号に該当するものは無く、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。</p>
議	長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委	員	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委	員	<p>(挙手)</p>
議	長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして議案第141号 農地法第3条所有権の移転について提案致します。整理番号1番につきましては、私(甲斐壽徳委員)と関連がございますので、私の退席後の審議とし、延岡市農業委員会規則第16条によりここで議長を副会長である井本委員と交代致します。</p>
井本委員		<p>議長を交代致しました。では、整理番号1番について、山田博敏農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p>
山田推進委員		<p>推進委員の山田です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は天下町、田3筆で合計面積は3,008㎡です。譲渡人は愛知県在住、譲受人は吉野町在住です。</p> <p>5月26日に会長、佐藤委員、私の3人で現地確認を致しました。譲渡人は県外在住なので数年前から譲受人が耕作をしています。理由は経営規模拡大です。</p> <p>以前から耕作されている土地で調和要件については全く問題ありません。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議	長	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>
事	務	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の2ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議	長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委	員	<p>異議なし。</p>

議 委 議	長 員 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p> <p>(挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 ここで会長であります甲斐委員の入室をお願いいたしますとともに、会長を交代致します。</p> <p>(会長が入室、副会長が自席へ戻る)</p>
議 山田推進委員	長	<p>では、整理番号2番について、山田博敏農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p> <p>続きまして整理番号2番について説明致します。所在は大貫町と野地町、それぞれ田1筆で合計面積は 2,198 m²です。譲渡人、譲受人共に大貫町在住、譲受人は2人でご夫婦です。理由は贈与です。譲渡人は高齢で数十年前から耕作はしておらず、譲受人の夫婦が耕作をしております。二人とも地域では中心的な人物です。</p> <p>5月26日に甲斐会長、譲受人、私で現地確認を致しました。調和要件は問題無いと思います。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 緒方委員	長	<p>次に、整理番号3番について、委員番号5番 緒方武彦委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号5番 緒方です。整理番号3番について説明致します。所在は北方町うそ越、田2筆で合計面積は3,391 m²です。譲渡人、譲受人共に北方町藤の木在住の方です。理由は経営規模拡大です。</p> <p>5月26日に譲受人と甲斐詳三推進委員と私とで現地確認を致しました。2筆のうち1筆の一部が何年も耕作されていなくて、ちょっと荒れていましたが、譲受人が重機を入れて整地して田に戻すということです。譲受人は経験も豊富で、譲渡人と同地区で地域との調和要件も問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 田口推進委員	長	<p>次に、整理番号4番について、林委員が欠席のため、田口誠農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p> <p>推進委員の田口です。整理番号4番について説明致します。農地の所在は北方町椎畑、田10筆、畑8筆で合計面積は7,789 m²です。譲渡人は北方町椎畑在住、譲受人は野田町在住です。譲渡人と譲受人は親子関係で、理由は贈与です。</p> <p>5月24日に譲受人、林委員、私で現地確認を致しました。地域との調和要件は問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 大戸委員	長	<p>次に、整理番号5番について、委員番号8番 大戸孝一委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号8番 大戸です。整理番号5番について説明致します。所在は北浦町古江、畑2筆で合計面積は1,034 m²です。譲渡人は愛宕町在住、譲受人は北浦町古江在住で、二人は兄弟で兄から弟への贈与です。</p>

議 長	5月24日に譲受人、松原推進委員、私で現地確認を致しました。地域との調和要件は問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
高 橋 委 員	次に、整理番号6番及び7番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願い致します。
高 橋 委 員	委員番号9番 高橋です。まず整理番号6番について説明致します。農地の所在は片田町、田1筆で 1,018 m ² です。譲渡人は若葉町在住、譲受人は片田町在住です。理由は経営規模拡大です。
議 長	5月24日に譲受人、甲斐安太郎推進委員、私で現地確認を致しました。地域との調和要件は問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に整理番号7番について説明致します。所在は伊形町、田1筆で 504 m ² です。所在は伊形町、田1筆で 504 m ² です。譲渡人は伊形町在住、譲受人は伊形町の社会福祉法人です。理由は社会福祉事業に供するためとあります。
議 長	5月24日に譲受人、甲斐安太郎推進委員、私で現地確認を致しました。地域との調和要件は問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
事 務 局	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局よりご説明いたします。 別途配付しております農地法第3条調査書の3ページから8ページをご覧ください。農地法第3条第2項第1号から第6号までにつきましては、事前に事務局の方で調査いたしましたところ、調査書のとおり問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果をご報告いただき、地域との調和要件などにも問題は無いとのことです。農地法第3条第2項各号に該当するものは無く、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議 長	なお、7番につきましては、社会福祉法人や学校法人などが、非営利業務に必要な施設として農地の権利を取得する場合、調査書に記載しております農地法施行令および農地法施行規則により、不許可の対象外となりますことを補足いたします
議 長	以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
松田(宗)委員	はい、松田(宗)委員。
松田(宗)委員	はい。委員番号3番 松田です。7番案件については問題無いと思いますが、以前に社会福祉事業の目的で例外的に許可が出たにも関わらず、その後申請通りの利用がされていない案件があったのですが。
事 務 局	それは転用であがった案件だったと思います。転用ではそういうことのないように、工事が終わったら完了報告書を提出してもらっています。もし申請通りになっていなければこちらで指導するようにしています。
事 務 局	今回の件に関しては、利用目的が園児の野菜栽培体験であると明確に把握しているの

	で、ご指摘のような心配も無いと思います
松田(宗)委員	よくわかりました。
議長	はい。矢野(光)委員。
矢野(光)委員	11番 矢野です。4番案件について質問致します。今回の農地の合計面積 7,789 m ² が譲渡人の経営状況 6,178 m ² より多いのですが。
事務局	失礼致しました。訂正してください。譲渡人と譲受人が同一世帯なので、両方の経営状況を 7,789 m ² に訂正をお願い致します。
議長	はい。皆さん、議案の訂正をお願いします。 他にありませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。 (挙手)
	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 続きまして議案第 142 号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。
事務局	はい。それでは議案第 142 号、農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。 契約内容につきましては、ほとんどが5年又は 10 年間の使用貸借権または賃借権となっています。 この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願い致します。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
	はい。原田委員。
原田委員	18番 原田です。川島地区の案件がいくつもあがっていますが、賃借料が1m ² あたり1円のものがあるかあって、あまりにも安いという印象を受けます。国が農業を重要な産業と位置付けているのに、これでは農地の価値があまりにも低すぎます。こんなことでよいのかと思います。
事務局	農業委員会が総合農政課から受け取っている資料ではたしかにそのようになっていますが、こちらからも総合農政課に後ほど確認して、この件についてはまたお返事致します。

議 長	他にありませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 続きまして、議案第 143 号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。 それでは、整理番号1番について、松田(純)委員及び遠田推進委員が欠席のため、久富喜良農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
久富推進委員	推進委員の久富です。整理番号1番について説明致します。所在は鹿狩瀬町、畑2筆で合計面積は 780 m ² です。譲渡人は鹿狩瀬町在住、譲受人は妙町在住です。理由は資材置場です。 5月23日に申請人、県の担当者、事務局、松田純二委員、私とで現地調査を行いました。申請地は隣接地との境界もはっきりしており、周辺に営農している農地は無く、特に問題は無いと思われます。皆様のご審議をお願い致します。
議 長	次に、整理番号2番について、星川委員が欠席のため、委員番号8番 大戸孝一委員より説明をお願い致します。
大 戸 委 員	委員番号8番 大戸です。整理番号2番について説明致します。所在は北浦町三川内、畑1筆で 664 m ² です。賃貸人は牧町在住、賃借人は北浦町三川内の農業法人です。理由は貯蔵庫・駐車場・資材置場です。 5月23日に申請人、県の担当者、事務局、小野推進委員、私とで現地調査を行いました。申請者である農業法人の経営規模拡大のため、貯蔵庫・駐車場・資材置場を整備することでした。南側に隣接する農地がありますが、擁壁を立てて影響がないようにすることでしたので、周辺の営農への支障は無いと思われます。皆様のご審議よろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号3番について、委員番号 15 番 菊池光雄委員より説明をお願い致します。
菊 池 委 員	委員番号 15 番 菊池です。整理番号3番について説明致します。所在は北方町北久保山、畑2筆で合計面積は 226 m ² です。譲渡人は大阪市在住、譲受人は北方町北久保山在住です。理由は駐車場・庭です。 5月23日に申請人、県の担当者、事務局、甲斐正太郎推進委員、私とで現地調査を行いました。申請地に隣接する宅地の駐車場、庭として利用することでした。申請地と周辺の農地とは通路等で分断されており、営農への影響はないと思われます。皆様のご審議をお願い致します。
議 長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事 務 局	はい。農地区分につきまして説明致します。

	<p>まず、整理番号1番につきましては、申請地周辺の山林と宅地により分断された小集団の生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号2番につきましては、周辺に10ha以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請理由が貯蔵庫など農業用施設であり例外規定に該当することから、立地基準に問題ないと判断致しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号3番につきましては、周辺に10ha以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地周辺は家屋が連なり、例外規定である日常生活上必要な施設として集落接続に該当することから、立地基準に問題ないと判断致しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性ほか面積は農家住宅のため妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p>
事 務 局	<p>以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。</p>
事 務 局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明致します。はじめに報告第88号、農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。</p> <p>5件の届出があり、田が1筆の209㎡、畑が5筆の1,264㎡、合計6筆の1,473㎡の転用となっております。</p> <p>次に、報告第89号、農地法第18条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。</p> <p>11件の届出があり、田が26筆の10,195㎡、畑が3筆の2,803㎡、合計29筆の12,998㎡の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第90号、農地法第3条の3第1項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。</p> <p>今回は1件の届出があり、田が9筆の2,955㎡、畑が1筆の1,512㎡、合計10筆の4,467㎡となっております。</p> <p>内容につきましては、議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようなので、次に協議第30号 農用地利用配分計画(案)について、事務局よりご説</p>

		明をお願い致します。
事務局		はい。それでは、協議第30号、農用地利用配分計画(案)について説明致します。こちらは、先程議案第142号で決定した中間管理権の設定についての配分計画となります。 議案書の整理番号1番から整理番号14番までが川島地区での集積計画となっております。 次に、整理番号15番から整理番号26番までが伊形地区での集積計画となっております。 最後に、整理番号27番から整理番号46番までが個別案件での集積計画となっております。 今回の配分計画では、27名の出し手から計46筆、27,744㎡の農地を個人6名、2法人に配分する計画となっています。
議長		ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。 次に、協議第31号 令和3年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。
事務局		(事務局より説明)
議長		ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
原田委員		直接は関係ないのですが、大峡地区の人・農地プラン会議においては、中心経営体となる農家も少なく、プランの対象地区からは周辺部の耕作放棄地の多い地域が除かれて、耕作しているところだけが対象になっていると思います。もっと多くの人、広い農地を対象にしたプランはできないものなのかなと思います。
事務局		大峡地区については、担い手が少なく農業が厳しい状況にありますが、プラン自体は地元の話し合いにより作成されます。地区の課題として耕作放棄地の問題や鳥獣害などいろいろ課題があると思われますが、まずプランを作成し、今後農地をどう守っていくかという話し合いの中で随時見直しをしていけばいいと思いますので、総合農政課とも連携しながら対応していきたいと思います。
議長		他にありませんか。
委員		ありません。
議長		質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。 次に「その他」ですが、何かございませんか。 それでは事務局より連絡事項について説明をお願い致します。
事務局		(事務局より説明)
議長		以上を持ちまして第23回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会長 甲斐壽徳

5 番 諸方武彦

15 番 菊池光雄